

○ 大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領（平成 30 年 7 月 2 日付け 30 農振第 1228 号農村振興局整備部防災課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>1.1 （略）</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>1.2.1 （略）</p> <p>1.2.2 対象災害</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 都道府県及び市町村は、大雨特別警報が発表された時は、点検対象ため池を速やかに把握した上で、<u>地方農政局農村振興部防災課（北海道にあっては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。以下「地方農政局等」という。）に報告する（様式は自由）</u>。把握に当たっては、ため池防災支援システム（URL を後述）における点検対象ため池の抽出機能を活用することができる。また、<u>地方農政局等</u>は、様式－1 により管内の点検対象ため池数を集計するものとする。</p> <p><b>第 2 章 防災体制の整備</b></p> <p>2.1 （略）</p> <p>2.2 ため池の点検・整備等 （解 説）</p> <p>(1) 管理者等は、「ため池管理マニュアル」<u>（令和 2 年 6 月 農林水産省農村振興局整備部防災課）</u>及び「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」（平成 30 年 5 月 農林水産省農村振興局整備部防災課）等に基づき、平時から豪雨による対象ため池への被災の可能性を予測して、上流の山林の状況の確認や洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検・整備を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておく等の対策に努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>2.3 （略）</p> <p>2.4 （略）</p>	<p><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>1.1 （略）</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>1.2.1 （略）</p> <p>1.2.2 対象災害</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 都道府県及び市町村は、大雨特別警報が発表された時は、点検対象ため池を速やかに把握する。把握に当たっては、ため池防災支援システム（URL を後述）における点検対象ため池の抽出機能を活用することができる。また、<u>地方農政局農村振興部防災課（北海道にあっては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。以下「地方農政局等」という。）</u>は、様式－1 により管内の点検対象ため池数を集計するものとする。</p> <p><b>第 2 章 防災体制の整備</b></p> <p>2.1 （略）</p> <p>2.2 ため池の点検・整備等 （解 説）</p> <p>(1) 管理者等は、「ため池管理マニュアル」<u>（平成 27 年 10 月 農林水産省農村振興局整備部防災課）</u>及び「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」（平成 30 年 5 月 農林水産省農村振興局整備部防災課）等に基づき、平時から豪雨による対象ため池への被災の可能性を予測して、上流の山林の状況の確認や洪水吐き、取水設備（斜樋、底樋）及び堤体の点検・整備を行うとともに、洪水吐きの閉塞等の原因となる貯水池内の流木、浮遊物を除去しておく等の対策に努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>2.3 （略）</p> <p>2.4 （略）</p>

改 正 後	現 行
<p><b>第3章</b></p> <p><b>3.1 事前放流及び低水位管理</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) なお、ため池防災支援システムは、現在時刻から6時間後までの積算雨量が80mmを越えると予想される場合に<u>メールを配信することとしており、管理者等は、あらかじめ受信設定することにより、当該メールの内容を対象ため池における豪雨前の施設点検等に活用することが可能である。</u></p> <p><b>3.2 大雨特別警報発表前の監視</b></p> <div data-bbox="129 526 1102 687" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大雨特別警報が発表される前であっても、大雨による被災が予測される場合に、対象ため池の堤体の変状や水位の監視に努めるものとする。 対象ため池の堤体に変状が発生したり、危険水位に<u>達したりする</u>おそれがある場合には、速やかにあらかじめ定められた連絡体制に基づき、連絡するものとする。</p> </div> <p>(解 説)</p> <p>管理者等は、気象庁から大雨特別警報が発表される前であっても、気象予報により、対象ため池への被災の可能性が予測される場合には、身の安全を十分に確保しつつ、対象ため池の監視を行い、ため池に変状（堤体の変状（亀裂、沈下等）、堤体下流面からの漏水等）が発生したり、危険水位（これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位）に<u>達したりする</u>おそれがある場合には、関係集落、消防団等に急報することとする。</p> <p><b>第4章 緊急点検等</b></p> <p><b>4.1 緊急点検体制の確立</b></p> <div data-bbox="129 1082 1102 1243" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>管理者等は、大雨特別警報が発表された場合に、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、<u>都道府県又は対象ため池が所在する市町村（以下「都道府県等」という。）</u>に対して支援の要請を行うものとする。</p> </div> <p>(解 説)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><b>第3章</b></p> <p><b>3.1 事前放流及び低水位管理</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) なお、ため池防災支援システム<u>において</u>、現在時刻から6時間後までの積算雨量が80mmを越えると予想される場合にメール配信設定することで、豪雨の予測に活用可能である。</p> <p><b>3.2 大雨特別警報発表前の監視</b></p> <div data-bbox="1137 526 2110 687" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大雨特別警報が発表される前であっても、大雨による被災が予測される場合に、対象ため池の堤体の変状や水位の監視に努めるものとする。 対象ため池の堤体に変状が発生したり、危険水位に<u>達する</u>おそれがある場合には、速やかにあらかじめ定められた連絡体制に基づき、連絡するものとする。</p> </div> <p>(解 説)</p> <p>管理者等は、気象庁から大雨特別警報が発表される前であっても、気象予報により、対象ため池への被災の可能性が予測される場合には、身の安全を十分に確保しつつ、対象ため池の監視を行い、ため池に変状（堤体の変状（亀裂、沈下等）、堤体下流面からの漏水等）が発生したり、危険水位（これ以上水位が上がるとため池が決壊するおそれがある水位）に<u>達する</u>おそれがある場合には、関係集落、消防団等に急報することとする。</p> <p><b>第4章 緊急点検等</b></p> <p><b>4.1 緊急点検体制の確立</b></p> <div data-bbox="1137 1082 2110 1243" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>管理者等は、大雨特別警報が発表された場合に、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者に連絡し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、<u>都道府県等</u>に対して支援の要請を行うものとする。</p> </div> <p>(解 説)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p><b>4.2 緊急点検</b>  (解 説)  (1) (略)  (2) 緊急点検は、目視点検を主体とし、特に被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリに記録するか、速報（第1報）を様式-2、第2報以降を様式-3に記録するものとする。なお、速報（第1報）の様式は、様式-2に記録する内容と同様のものが確認できるものであれば、様式-2に代えることができる。また、緊急点検により被害が確認された防災重点農業用ため池の被害の詳細な内容を様式-3に記録するものとする。  <u>管理者等は、独力で緊急点検や記録を行うことが困難な場合は、都道府県等に支援の要請を行い、当該都道府県等の支援を受けて行うものとする。都道府県等は、管理者等から要請があった場合は、当該管理者等が行う緊急点検や記録を支援するものとする。</u>  (3) 道路の通行止め等により緊急点検ができない場合は、可能な範囲でドローンや大雨後に撮影された航空写真を活用し、被災の有無を確認するものとする。農林水産省において貸出可能なドローンについては、各地方農政局土地改良技術事務所に確認されたい。</p> <p><b>4.3 応急処置</b>  (解 説)  (1) (略)  (2) 応急対応  緊急点検の結果、豪雨により対象ため池の堤体等に亀裂、漏水、沈下、法面のはらみだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押え盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。  (3) 安全対策  緊急点検の結果、対象ため池に被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、<u>市町村</u>、関係集落、消防団等に急報することとする。</p> <p><b>4.4 緊急点検結果の報告</b>  (解 説)  (1) <u>管理者は、防災重点農業用ため池の緊急点検の結果を、ため池管理アプリに速やかに記録して報告するか、電話等により市町村に速やかに報告するものとする。</u></p>	<p><b>4.2 緊急点検</b>  (解 説)  (1) (略)  (2) 緊急点検は、目視点検を主体とし、特に被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリ等又は様式-2、3に記録するものとする。管理者等において緊急点検を行うことが困難な場合には、<u>都道府県等の支援を受けつつ行うものとする。</u>  (3) <u>なお、道路の通行止め等により緊急点検ができない場合は、可能な範囲でドローンや大雨後に撮影された航空写真を活用し、被災の有無を確認するものとする。農林水産省において貸出可能なドローンについては、各地方農政局土地改良技術事務所に確認されたい。</u></p> <p><b>4.3 応急処置</b>  (解 説)  (1) (略)  (2) 応急対応  緊急点検の結果、豪雨により対象ため池の堤体等に亀裂、漏水、沈下、法面の孕みだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押え盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。  (3) 安全対策  緊急点検の結果、対象ため池に被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、関係集落、消防団等に急報することとする。</p> <p><b>4.4 緊急点検結果の報告</b>  (解 説)  (1) <u>市町村以外の管理者は、緊急点検の結果について、速やかにため池管理アプリにより記録、または市町村へ報告するものとする。市町村は、緊急点検の結果（市町村以外の管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、様式-2、3により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告</u></p>

改 正 後	現 行
<p>(2) <u>市町村は、防災重点農業用ため池の緊急点検の結果（管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとする。ただし、ため池防災支援システムにより難い場合は、速報（第1報）を様式-2、緊急点検により被害が確認された防災重点農業用ため池の被害の詳細な内容を様式-3により、都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(3) 地方農政局等は、緊急点検の実施状況について、様式-1により集計するものとする。また、大規模災害時に複数個所で被害が発生した場合においては、ため池<u>ごと</u>の被災・対応状況を様式-4により整理するものとする。 <u>様式-1、様式-3及び様式-4については、適宜内容の更新を行い、更新の都度、農村振興局整備部防災課へ報告するものとする。</u></p> <p><b>4.5 監視体制の強化</b> (解 説) (1)～(4) (略) &lt;情報収集先の例&gt; ①内閣府 各自治体の防災情報（都道府県の防災ホームページ一覧） <a href="https://www.bousai.go.jp/simulator/list.html">https://www.bousai.go.jp/simulator/list.html</a></p> <p>②国土交通省 川の防災情報（河川の水位と雨量の状況） <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do">https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do</a></p> <p>③気象庁 気象情報（警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説） <a href="https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/">https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/</a></p> <p>④ため池防災支援システム <a href="https://sipcat.maff.go.jp/map/monitor/">https://sipcat.maff.go.jp/map/monitor/</a></p>	<p>するものとする。なお、様式-2、3の内容を確認できるものであれば、様式は問わない。 (新設)</p> <p>(2) <u>様式-2、3による報告に当たっては、ため池の被害の有無に関わらず、原則として様式-2により速報し、その後、被害が確認されたため池について、様式-3により被害の詳細を報告するものとする。</u></p> <p>(3) 地方農政局等は、緊急点検の実施状況について、様式-1により集計するものとする。また、大規模災害時に複数個所で被害が発生した場合においては、<u>必要に応じて都道府県に確認しつつ、ため池毎</u>の被災・対応状況を様式-4により整理するものとする。</p> <p><b>4.5 監視体制の強化</b> (解 説) (1)～(4) (略) &lt;情報収集先の例&gt; ①内閣府 各自治体の防災情報（都道府県の防災ホームページ一覧） <a href="http://www.bousai.go.jp/simulator/list.html">http://www.bousai.go.jp/simulator/list.html</a></p> <p>②国土交通省 川の防災情報（河川の水位と雨量の状況） <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do">https://www.river.go.jp/kawabou/ipTopGaikyo.do</a></p> <p>③気象庁 気象情報（警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説） <a href="https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/">https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/</a></p> <p>④ため池防災支援システム <a href="http://sipcat.tameike.org/map/monitor/">http://sipcat.tameike.org/map/monitor/</a></p>

改 正 後

現 行

(様式-1) (略)

(様式-1) (略)

(様式-2)

( 県 )

(様式-2)

( 県 )

速報(第1報)

令和 年 月 日(曜日) 時現在

速報(第1報)

令和 年 月 日(曜日) 時現在

ため池の情報	池 ( 県 市町村、ため池コード: )
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 点検できない(道路寸断でアクセスできない等)
ため池の被害	<input type="checkbox"/> 決壊している
	<input type="checkbox"/> 決壊はしていないが、 <input type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている <input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている <input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある(破損している、土砂等で詰まっている)
	<input type="checkbox"/> 上記以外

ため池の情報	池 ( 県 市町村、ため池コード: )
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 点検できない(道路寸断でアクセスできない等)
ため池の被害	<input type="checkbox"/> 決壊している
	<input type="checkbox"/> 決壊はしていないが、 <input type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている <input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている <input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある(破損している、土砂等で詰まっている)
	<input type="checkbox"/> 上記以外

- 注) 1. ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式-3により報告すること。  
ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式-3により報告すること。  
2. 緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。  
ただし、その後被害が確認されたため池については、様式-3により報告すること。

3. 決壊とは、堤体が破壊され、貯水が下流に流出している状況とする。

※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

- 注) 1. ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式-3により報告すること。  
ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式-3により報告すること。  
2. 緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。  
ただし、その後被害が確認されたため池については、様式-3により報告すること。

※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

改正後

(様式-3)	( 県 )	
<b>点検報告 (第2報以降)</b>		
令和 年 月 日 ( 曜日 ) 時現在		
ため池の情報	池 ( 県 市町村、ため池コード: )	
ため池の被害状況		
(堤体) 決壊しているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) (決壊はしていないが)下流側に水が漏れているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) ため池側の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) 下流側の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) 洪水吐に異常があるか(破損している、土砂等で詰まっている)	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(池) 堤体以外の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(池) 目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(取水施設) 取水施設(斜樋・底樋)や下流の水路は使用可能か	<input type="checkbox"/> 使用不可	<input type="checkbox"/> 使用可能
(その他) その他、ため池の被害があるか(例:堤体の亀裂等) (被害状況 )	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
ため池の被害状況写真		
		
ため池の水位	<input type="checkbox"/> 洪水吐の底から cm 上 下 、 <input type="checkbox"/> 堤体の頂上から cm 下	
人的被害	<input type="checkbox"/> あり( 人 ) <input type="checkbox"/> なし	
家屋・公共施設の被害	<input type="checkbox"/> あり( 棟 ) <input type="checkbox"/> なし	
応急措置	<input type="checkbox"/> 必要( <input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 未実施 ) (実施内容: ) <input type="checkbox"/> 不要	
その他連絡事項		
注) 1. 速報によらず、本様式で初めて報告する場合には、第1報とすること。 2. 被害状況等の詳細を取りまとめ、定期的に本様式により報告すること。 3. 本様式による2回目以降の報告については、前報から追加した、または更新した情報に下線を引くこと。 4. 不明の場合は空欄とし、判断次第記載すること。 5. 決壊とは、堤体が破壊され、貯水が下流に流出している状況とする。		

(様式-4) (略)

現 行

(様式-3)	( 県 )	
<b>点検報告 (第2報以降)</b>		
令和 年 月 日 ( 曜日 ) 時現在		
ため池の情報	池 ( 県 市町村、ため池コード: )	
ため池の被害状況		
(堤体) 決壊しているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) (決壊はしていないが)下流側に水が漏れているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) ため池側の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) 下流側の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(堤体) 洪水吐に異常があるか(破損している、土砂等で詰まっている)	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(池) 堤体以外の斜面がくずれているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(池) 目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
(取水施設) 取水施設(斜樋・底樋)や下流の水路は使用可能か	<input type="checkbox"/> 使用不可	<input type="checkbox"/> 使用可能
(その他) その他、ため池の被害があるか(例:堤体の亀裂等) (被害状況 )	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 該当なし
ため池の被害状況写真		
		
ため池の水位	<input type="checkbox"/> 洪水吐の底から cm 上 下 、 <input type="checkbox"/> 堤体の頂上から cm 下	
人的被害	<input type="checkbox"/> あり( 人 ) <input type="checkbox"/> なし	
家屋・公共施設の被害	<input type="checkbox"/> あり( 棟 ) <input type="checkbox"/> なし	
応急措置	<input type="checkbox"/> 必要( <input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 未実施 ) (実施内容: ) <input type="checkbox"/> 不要	
その他連絡事項		
注) 1. 速報によらず、本様式で初めて報告する場合には、第1報とすること。 2. 被害状況等の詳細を取りまとめ、定期的に本様式により報告すること。 3. 本様式による2回目以降の報告については、前報から追加した、または更新した情報に下線を引くこと。		

(様式-4) (略)